



棄し、同法第四〇〇条但書により当裁判所において更に判決をすることとする。

当裁判所の認めた事実並びにこれを認めた証拠は次のとおりである。

被告は一七歳の頃から窃盗、詐欺の犯行を重ね、現在まで殆んど刑務所で暮し昭和三六年七月五日横浜刑務所を出所してからは草花苗の行商をしていたものであるが、

第一、昭和三六年七月一二日午後二時頃東京都練馬区 a 町 b 丁目 c 番地 B 方を訪れ、ただ独り在宅するその妻 A (二四歳) にバラの苗など六〇〇円分を売り、庭に植えた後、台所入口で代金の支払を待つうち、A の容姿に強い魅力を感じていた被告人は同女が小銭を取りに台所から隣室の洋間に入るのを見るや情欲を押さえきれず、強いて姦淫しようとして決意し、直ちに同女のあとを追って洋間に入り、同女に抱きつき、大声で助けを求めながら逃げようとするのを後ろからとらえて口に手拭を押しあて、もつれあつて倒れた同女の上に馬乗りになり両手で首を締めてその反抗を抑圧して強いて姦淫しようとしたが同女が極力抵抗したためその目的を遂げることができず、その際右暴行により同女に対し加療約一週間を要する頸部絞扼傷および左肘打撲傷を負わせ

第二、前記日時場所において、同女が被告人の前記行為に極度に驚愕畏怖しているに乘じ同女が被告人の速やかな退去を希望する余り差し出した現金五千円を奪取逃走してこれを強取し

たものである。

右事實は

(証拠説明省略)

を総合してこれを認める。

なお被告人に累犯となる前科の存することについては原判決の判示を引用する。

法律に照らすと被告人の判示第一の所為は刑法第一八一条第一七九条第一七七条前段に該当するので所定刑中有期懲役刑を選択し、判示第二の所為は同法第二三六条第一項に該当するところ、被告人には前示前科があるので同法第五九条第五六条第一項第五七条により同法第一四一条の制限内で法廷の加重をなし以上は同法第四五一条前段の併合罪であるから同法第四七条第一〇条により重い判示第二の罪の刑に同法第一四一条の制限内で法定の加重した刑期範囲内で被告人を懲役五年に処し同法第二一条を適用して原審における未決勾留日数中八〇日を右本刑に算入し、訴訟費用については刑事訴訟法第一八一条第一項但書に従い、被告人にこれを負担させないこととする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 藤嶋利郎 判事 山本長次 判事 荒川省三)